

39. 20

書換登録申請書等の取扱い（商）

1. 不適法な手続の却下

不適法な手続であって、その補正をすることができない書換登録に関する手続については、その手続を却下するものとする（商附則27条2項^{*1}において準用する特18条の2第1項）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（商附則27条2項^{*1}において準用する特18条の2第2項）。

なお、基準の運用に当たっては、書換登録申請書類等を総合的に検討し、客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるとともに、形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別的具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。

(1) 書換登録申請書の却下

書換登録申請書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第18条の2第1項の規定によりその手続を却下するものとする。

ア. 日本語で書かれていない書面をもって申請をしたとき（商施規22条1項において準用する特施規2条1項）。

イ. 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで申請をしたとき（商標管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合にするときを除く。）（商附則27条2項^{*1}において準用する特8条1項）。

ウ. 書換登録の申請ができる期間（商附則3条2項^{*1}）外に申請をしたとき（商標法附則第3条第3項^{*1}の規定が適用される場合を除く。）。

エ. 商標権の指定商品を書き換えた旨の登録後重複して書換登録の申請をしたとき。

オ. 商標権の消滅後に書換登録の申請をしたとき。

(2) 書換登録申請書以外の手続の却下

書換登録申請書以外の手続が、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第18条の2第1項の規定によりその手続を却下するものとする（→15.20「2.」）。

2. 補正指令

方式上欠陥のある書換登録に関する手続については、補正を命ずる（商附則27条2項^{*1}において準用する特17条3項）。

指定された期間内にその補正をしないときは、その手続を却下する（商附則

27条2項^{*1}において準用する特18条1項)。

(1) 書換登録申請書の補正指令

書換登録申請書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第17条第3項の規定により補正を命ずる。

ア. 登録番号の記載がないとき、又は出願番号等が記載されているとき。

イ. 存在しない登録番号(原簿上既に権利抹消している場合も含む。)が記載されているとき。

ウ. 書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分の記載がないとき。

エ. 書換登録の申請に係る商標権に専用使用権者、通常使用権者、又は質権者がある場合において、これらの者の承諾を証明する書面が添付されていないとき。

(2) 書換登録申請書以外の補正指令

書換登録申請書以外の書類が、次に掲げる事項に該当する場合には商標法附則第27条第2項^{*1}において準用する特許法第17条第3項の規定により補正を命ずる。

ア. 書換登録の申請の際に使用権者等から書換について包括的な承諾を得ていない場合において、指定商品を減縮する手続補正書に使用権者等の承諾を証明する書面が添付されていないとき。

イ. その他は、「願書以外の出願書類の補正指令」に準じて扱う。

(改訂平成28・4)

^{*1} 商附則3条、27条2項：商附則23条において準用